

住宅リフォーム助成事業の実施について

経済部商工労働課

居住環境の向上と地域経済の活性化策の一環として、平成29年度も引き続き住宅リフォーム助成事業を行います。市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

概要は、下記のとおりです。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 予算額 | 1億5千万円（750件×20万円分） |
| 2 補助率・補助限度額 | 対象工事費の30%・補助限度額20万円 |
| 3 最低工事費 | 10万円（消費税を除く） |
| 4 申請受付期間 | 6月12日（月）から7月14日（金）までの平日 |
| 5 申請者向け事前相談会 | 5月8日（月）から6月9日（金）までの平日 |
| 6 主な注意点 | (1) 過去2年度（平成27年度及び28年度）に本事業を利用した方は、今年度の利用はできません。
(2) 他の補助事業との併用が可能ですが、工事が重複する箇所は、本事業の対象外経費として扱います。 |

※ 事業の詳細につきましては、別紙パンフレット「住宅リフォーム助成事業のご案内」をご覧ください。